平成２２年（フ）第５７号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番17―302号、旧住所長崎県長崎市中小島１丁目５番37号
債務者　竹谷　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
長崎県長崎市旭町10番９号
債務者　深堀　修平
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
長崎県長崎市西海町1765番地54
債務者　松竹　祥宏
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
長崎県長崎市西海町1765番地54
債務者　松竹　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
長崎県長崎市若葉町12番５―204号
債務者　中西ゆきみ（旧姓深堀）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
大分県中津市大字高瀬11番地18　コージーヒル203号
債務者　福田　修平
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６０１号
札幌市中央区南11条西12丁目１番28―401号
債務者　岡村　勇志
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
札幌市東区東苗穂13条３丁目13番５号
債務者　花田　直美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１号
札幌市豊平区水車町５丁目３番１―203号
債務者　平間　弘作
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
北海道石狩市花川南２条３丁目152番地
債務者　高杉サカヱ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６５号
北海道江別市牧場町29番地の11
債務者　小林　笑太
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７６号
札幌市西区八軒６条東４丁目３番７号　第３清水アパート１号
債務者　藤本　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８０号
北海道石狩市花川南１条１丁目235番地
債務者　福士　金吉
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９５号
札幌市西区発寒15条１丁目２番18―302号
債務者　金森ひとみ（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１２号
札幌市西区発寒10条４丁目１番45号　サンアルファ203号
債務者　池田　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１３号
札幌市西区発寒10条４丁目１番45号　サンアルファ203号
債務者　池田　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３７号
札幌市北区新琴似４条12丁目５番７号
債務者　来田　　寛
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４２号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目１番43号　稲穂マンションＡＢ―Ｂ202号
債務者　赤坂　美幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部